

岐阜県公報

第二千六百八十八号
平成二十七年十月九日

(金曜日)

目次

告示

平成二十六年年度決算に基づき算定した健全化判断比率	(財政課)	六九九 ^六
平成二十六年年度決算に基づき算定した資金不足比率	(同)	六九九
森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表	(森林整備課)	七〇〇
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七〇〇
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	七〇六
道路の供用開始	(道路維持課)	七〇七
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	七〇八
高山都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市整備課)	七〇八
公 示		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	七〇八
公共測量の実施	(用地課)	七〇九
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	七〇九
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	七一〇
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	七一〇
落札者等に関する公示	(特別支援教育課)	七一〇

告示

岐阜県告示第五百八十八号

平成二十六年年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により公表する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(3.75)	(8.75)	15.3 (25.0)	195.0 (400.0)

(注) 1 () 内には、それぞれの比率に係る早期健全化基準を記載した。

2 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第五百八十九号

平成二十六年年度決算に基づき算定した資金不足比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十二條第一項の規定により公表する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

会計の名称	資金不足比率
岐阜県水道事業会計	(20.0)
岐阜県工業用水道事業会計	(20.0)
岐阜県流域下水道特別会計	(20.0)

(単位：%)

(注) 1 () 内には、総資産健全化基準を記載した。

2 資金不足額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第五百九十号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

平成二十七年十月二十九日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装を()は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の一の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の一の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第五百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町榎谷字木賊島九九の四三・九九の四四・九九の四六・九九の四八・九九の四九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町檜谷字向平一〇五の一九から一〇五の二二まで・一〇五の三九・

一〇五の四〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷平湯字かう島八〇八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷平湯字湯ノ平七六三の三（次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市板取字宮前五四四四の一八
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 関市上之保字小正洞一五八五七、一五八五八、一五八五九の一、一五八五九の二、一五八六〇、一五八六一の一、一五八六一の二、一五八六二、一五八六三の一、一五八六三の二、一五八六五から一五八六八まで、一五八六九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小正洞一五八六五・一五八六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五八六六、一五八六七、一五八六九の一
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字平田三三五一の二二一・三三五一の二二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三五一の二〇六、三三五一の二〇九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市中野方町字井尻二〇〇、二〇二の二、二〇二の三、二〇五の二、二〇九

の二から二〇九の三まで、二五二の二、二五二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井尻二〇〇、二〇五の二、二〇九の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字大竹五二二の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字川ヶ渡二四二二の七、字木根坂二四七四の六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

土岐市肥田町肥田字欠下一八四五、一八四八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾板所字溝田六の二、六の二八、六の三一、六の三四、字黒山七の四二、七の五一、七の五三、七の五九、七の六三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市根尾奥谷字芋洞四五一の四、四六一、四六二の一、四六二の二、四六三の一から四六三の四まで、四六四の一、四六四の二、四六五、四六六の一、四六六の二、四六七の一、四六七の二、四六八、四六九の一、四六九の二、四七〇の一、四七〇の二、四七一から四七六まで、四七九から四八二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百四四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日香六字下山五三、五七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百五五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町願成寺字内山六八七の一、六八七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内山六八七の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市川上字丸野一〇五六の四二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市串原字南山五四〇二の一の一の一（次の図に示す部分に限る。）

字白張二四七三の一、二四七三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白張二四七三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加茂郡東白川村五加字木曾渡裏二三の一の保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 二 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場

に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加茂郡東白川村越原字上高旗四七六の一、四七六の六、四七六の七
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕
- 岐阜県告示第六百十号
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
- なお、その関係図面は、平成二十七年十月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
国道	長岡倉線	飛騨市神岡町東雲字西野一三〇二番一地从先から 同市同町同字同二二九六番一地从先まで	二〇八・八	平成二七・一〇・九	平成二七・一〇・二四

岐阜県告示第六百一十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項
の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区域
上棚 3	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 郡上市白鳥町 歩岐島字上棚 三四九番一 一号 三四四番 二号及び三号 三六四番 四号 三六三番 五号 三六二番 六号 前谷字井領田 四一七番一 七号 歩岐島字上棚 三三三番一 七号

三五八番 八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
高山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成二十二年岐阜県告示第四十四号 高山都市計画道路事業 三・四・十四号西之一色花岡線
- 三 事業施行期間
平成二十三年一月二十五日から
同 三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山県市災害ボランティア・サポートセンター

三 代表者の氏名 大野 朝義

四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市岩佐一七七番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、市内外での災害に対して、組織・資材等を完備し災害ボランティア活動及び災害ボランティアコーディネート活動に関する事業を行い、防災及び災害復興支援に寄与することを目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十七年九月十一日から

同二十八年一月二十九日まで

四 作業地域

大野郡白川村

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準点測量及び現況測量）

三 作業期間

平成二十七年十月十三日から

同二十八年三月八日まで

四 作業地域

岐阜市鷺山中洙地内

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
平田調剤薬局	海津市平田町幡長五六六	育成・更生	平成27.10.1
しょうなん調剤薬局笠松店	羽島郡笠松町門間字村浦八四八	同	同
ひだまり薬局	各務原市蘇原希望町四 三一	同	同
きらり調剤薬局多治見店	多治見市前畑町五 一〇八五 一〇三	同	同
伊藤薬局	瑞浪市寺河戸町八八五 二	育成	同
中部薬品多治見旭ヶ丘薬局	多治見市小名田町西ヶ洞一 三 二五	育成・更生	同
宮川薬局	羽島郡笠松町奈良町一 一六	同	同
かえで調剤薬局	美濃加茂市深田町三 三四 一	同	同
クオール薬局よつなん店	海津市南濃町津屋一四九 一四	同	同

(訪問看護事業者等)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
訪問看護ステーションきりん	高山市大新町四 一七五	育成・更生	平成27.10.1

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
第一薬局今渡店	可児市今渡字鳴子二三九四 三	育成・更生	平成27.6.3
ココカラファイン薬局下米田店	美濃加茂市下米田町小山一〇四 四	同	平成27.6.25
トイカイ薬局FC土岐泉店	土岐市泉郷町四 一三三	同	平成27.9.1

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
ヘルスバンク杉浦薬局 蘇原店	各務原市蘇原花園町四 一〇	育成・更生	平成27.4.30

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品の名称及び数量 ■ ナスクウツナ型ペンロン 63セット

ノート型パソコン 28セット
タブレット端末 142セット

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年7月31日
- 4 落札者を決定した日 平成27年9月10日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
株式会社大塚商会中部支店
支店長 猪岡 義昭
- 6 落札金額 29,647,328円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局特別支援教育課
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十七年十月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社